

第8章 農村振興局

第1節 東日本大震災からの復旧・復興

1 農地・農業用施設等の被害状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に15県における農地・農業用施設等に、被害額8,414億円という過去の災害をはるかに上回る未曾有の被害をもたらした。

地震により発生した津波により、太平洋沿岸6県（青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉）においては、約2万4千haの農地が冠水し、広域にわたりがれき堆積や塩害などの被害が発生した。また、農業用施設では、ほとんどの排水機場の機能が停止、海岸保全施設についても海岸堤防の全半壊等の被害が発生した。

さらに、内陸部も含め、広範囲の農地・農業用施設等において、地盤沈下や液状化による被害が発生した。特に、農業用パイプラインは、茨城県や千葉県を中心に、液状化等により数多く損壊した。

2 農地・農業用施設等の復旧・復興に向けた取組

(1) 平成27年度までの取組

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、平成23年5月2日には「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（土地改良法特例法）」が、同年4月29日には「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（震災復旧代行法）」が成立・施行された。

また、同年8月26日には、農地の復旧スケジュール等を明確化すべく、「農業・農村の復興マスタープラン」を策定し、その後、被災自治体での復旧、復興に向けた計画づくり等の取組の進展を踏まえ、営農再開可能面積の見通し等について概ね1年毎に見直しを図ってきた。

被災した農地や農業用施設等については、災害復旧事業等を活用して応急対策や本格復旧、除塩事業及び農地周りの施設の補修等に共同で取り組むなど

の対策を推進した。

農林水産省は、地震被災地域6地区（迫川上流・荒砥沢ダム、迫川上流、河南、白河矢吹、阿武隈川上流、芳賀台地）、津波被災地域6地区（定川、仙台東、名取川、亘理山元、亘理・山元農地海岸、南相馬）、避難指示区域内1地区（請戸川）について国の直轄事業として復旧を進め、地震被災地域6地区について平成24年度内に、定川地区について平成26年度内に復旧工事を完了した。

さらに、復旧の先の復興を見据えた取組として、岩手県、宮城県、福島県においては、直轄事業（仙台東地区）や東日本大震災復興交付金等を活用し、農地の大区画化等を推進してきた。

(2) 平成29年度における取組

「農業・農村の復興マスタープラン」について、平成29年6月13日に、被災自治体での復旧・復興に向けた計画づくり等の取組の進展を踏まえ、営農再開可能面積の見通し等について見直しを行い、平成29年度までに被災農地の82%を復旧する見込みとした。

農林水産省は、津波被災地域2地区（仙台東、南相馬）、避難指示区域内1地区（請戸川）について国の直轄事業として復旧を進めている。

さらに、復旧の先の復興を見据えた取組として、岩手県、宮城県、福島県においては、直轄事業（仙台東地区）や東日本大震災復興交付金等を活用し、農地の大区画化を約9千ha（平成30年3月時点）で計画し、実施している。

これらの措置等により、平成29年度までに津波被災農地の約82%（津波被災農地から農地転用されたもの（見込みを含む）を除いた復旧対象農地の約88%）で営農再開が可能となり、「農業・農村の復興マスタープラン」の目標を達成した。

3 その他の取組

(1) 福島農業基盤復旧再生計画調査

避難指示区域等において、農地・農業用施設の被災状況調査や除染の工程を考慮した農業基盤の復旧・整備方針の検討等をするための予算を措置した。

平成29年度予算額 1,150百万円

(2) 直轄農業水利施設放射性物質対策事業

農業水利施設の放射性物質による地域の農業生産活動等に与える影響を低減するための調査・対策等を実施した。

平成 29 年度予算額 1,076 百万円

第2節 農山漁村及び中山間地域等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

一方、農村の現状は、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産基盤の整備と交通、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

2 中山間地域等の振興

中山間地域の人口は全国の約 1 割であるが、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約 4 割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・自然環境の保全、保健休養の場の提供等多面的機能の発揮の面からも大きな役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加などの厳しい実情にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅

れている生活環境の整備を図っているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度など、各種の施策を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

(1) 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等は、河川の上流域に位置し、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、前述のように、中山間地域等は、人口減少や高齢化が進行する中、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、平成 12 年度より中山間地域等直接支払交付金を実施している。

第 1 期対策(平成 12 年度～平成 16 年度)、第 2 期対策(平成 17 年度～平成 21 年度)、第 3 期対策(平成 22 年度～26 年度)を経て、平成 27 年度からは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)に基づいた安定的な措置として、第 4 期対策(～平成 31 年度)を開始し、高齢化にも配慮したより取り組みやすい仕組みに見直すとともに、特に条件が厳しい超急傾斜地(協定農用地の勾配が田で 1/20 以上、畑で 20 度以上である農地)の保全等の取組に対する加算を措置している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法等の指定地域及び都道府県知事が指定する地域内の農用地区域内に存する、(ア)～(オ)の要件に該当する 1 ha 以上の農用地

(ア) 急傾斜農用地

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 草地比率の高い地域の草地

(エ) 緩傾斜農用地又は高齢化率・耕作放棄率の高い農地で市町村長が必要と認める農用地

(オ) 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき 5 年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、地目及び区分毎の交付単価乗じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業実施主体 地方公共団体

(イ) 予算額 25,800,000 千円

また、第4期対策の取組の維持・拡大を図るため、都道府県が行う市町村への普及指導や、市町村が行う第4期対策の趣旨徹底のための集落説明会、実施状況の確認等、本制度の適正かつ円滑な実施を促進するために必要な経費を助成する中山間地域等直接支払推進交付金を都道府県及び市町村に対して交付した(予算額299,601千円)。

エ 実施状況

平成29年度の実施状況は、25,868 協定(対前年15 協定減)、交付面積は66.3 万 ha(対前年1,855ha 増)となっている。

(2) 中山間地農業ルネッサンス事業

中山間地は平地に比べ、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かした収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域である。

このため、傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加など中山間地農業が置かれている状況を踏まえつつ、地域の特色を活かした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援する中山間地農業ルネッサンス事業を創設した。

ア 対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は農林統計における中間農業地域・山間農業地域の基準に該当する地域の指定地域内

イ 対象事業

(ア) 中山間地農業ルネッサンス推進事業

(イ) 支援事業

- a 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援
 - ・強い農業づくり交付金
 - ・農業農村整備関係事業
 - ・農業経営力向上支援事業
 - ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金
 - ・農山漁村振興交付金(山村活性化対策を除く)
- b 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
 - ・多面的機能支払交付金
 - ・環境保全型農業直接支払交付金

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・荒廃農地等利活用促進交付金
- ・国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業実施主体 地方公共団体等

(イ) 予算額 40,000,000 千円

エ 実施状況

本事業を実施するに当たって、都道府県は複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を策定。平成29年度末時点で246地域で地域別農業振興計画を策定し、推進事業や支援事業を組み合わせ、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた基盤整備や施設整備、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた共同活動など、各種取組を行っている。

(3) 中山間地域所得向上支援事業

中山間地域は、豊かな風土を活かして全国的なブランド化が図られるなど、経営者の意欲によって、今後の農業経営に大きな希望が持てる地域である。

一方、平成27年10月5日には環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が大筋合意され、また、平成29年7月6日には日EU経済連携協定(EPA)が大枠合意されたことを受け、「総合的なTPP等関連政策大綱(平成29年11月24日TPP総合対策本部決定)」において、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援することとされた。

これらを踏まえ、収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を目的として、中山間地域所得向上支援事業を実施している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は農林統計における中間農業地域・山間農業地域の基準に該当する地域の指定地域内において、農用地全体に占める主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね25%以上の農用地(北海道内にある場合は、主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね5%以上)

イ 対象事業

- (ア) 所得向上推進事業
- (イ) 基盤整備
- (ウ) 施設整備等

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業実施主体 地方公共団体等

(イ) 予算額 10,000,000 千円

エ 実施状況

平成 29 年度末時点で延べ 423 地区(H28 補正 : 225 地区、H29 補正 : 198 地区)で所得向上計画を策定し、各種取組を行っている。

3 特定地域の振興

(1) 山村振興対策

山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)に基づき指定された振興山村(734 市町村(平成 29 年 4 月 1 日現在))において、生産基盤と生活環境の整備、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等の公共事業や、農山漁村振興交付金等の非公共事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付制度等を措置した。

(2) 特殊土地地帯対策

特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和 27 年法律第 96 号)に基づき指定された特殊土地地帯(14 県 254 市町村(平成 29 年 4 月 1 日現在))の対策として、国土交通省や総務省等とともに治山、治水、農用地整備等の各種施策を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

(3) 過疎地域対策

過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)に基づき指定された過疎地域(817 市町村(平成 29 年 4 月 1 日現在))において、生産基盤と生活環境の整備、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等の公共事業や、農山漁村振興交付金等に基づく事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付制度を措置した。

(4) 豪雪地帯対策

豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)に基づき指定された豪雪地帯(532 地域(平成 29 年 4 月 1 日現在))において、地域産業の振興や国土保全

施設の整備のための事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

(5) 半島振興対策

半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)に基づき指定された半島振興対策実施地域(23 地域(平成 29 年 4 月 1 日現在))において、生産基盤と生活環境の整備の公共事業や、農山漁村振興交付金等の非公共事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置した。

(6) 離島振興対策

離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)に基づき指定された離島振興対策実施地域(78 地域 258 島(平成 29 年 4 月 1 日現在))において、国土保全関係、生産基盤整備の公共事業や、農山漁村振興交付金(うち都市農村共生・対流及び地域活性化対策)、離島漁業再生支援交付金等の非公共事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

(7) 奄美群島振興対策

奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)に基づく奄美群島(12 市町村(平成 29 年 4 月 1 日現在))に対し、国土保全関係、生産基盤整備の公共事業や、さとうきび生産対策、植物防疫対策(特殊病害虫特別防除等)、農山漁村振興交付金等の非公共事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

4 多面的機能支払交付金

農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有している。しかしながら、農村地域の高齢化や人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている農業・農村の多面的機能の発揮に支障が生じつつある。このため、多面的機能の発揮を目的として、平成 26 年度に多面的機能支払交付金を創設し、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援した。

(1) 農地維持支払交付金

水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的な保全活動、農村の構造変化に対応した体制の

拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援した。

平成 29 年度は、約 227 万 ha の農用地を対象に、約 2 万 8 千組織が取組を実施した。

ア 対象農用地

農振農用地及び都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

イ 対象者

農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する組織

ウ 補助率 定額

エ 予算額 46,751 百万円の内数

(2) 資源向上支払交付金

水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る活動、施設の長寿命化のための活動を支援した。

平成 29 年度は、約 200 万 ha の農用地を対象に、約 2 万 2 千組織が取組を実施した。

ア 対象農用地

農振農用地

イ 対象者

農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する組織

ウ 補助率 定額

エ 予算額 46,751 百万円の内数

また、多面的機能支払交付金が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する多面的機能を適切に発揮させるためには、国と地方公共団体が連携して交付金を効率的に推進するとともに、第三者機関による実施状況の点検等に基づき、事業を実施していくことが重要である。

このような観点から、多面的機能支払推進交付金により、都道府県、市町村及び推進組織が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費を支援した(予算額 1,500 百万円)。

5 農山漁村振興交付金等

(1) 農山漁村振興交付金

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組を総合的に支援した。

また、平成 28 年 3 月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・

形成」が位置付けられ、特に訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進するため、平成 29 年度より「農泊推進対策」を創設し、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組や古民家等を活用した滞在施設の整備等を支援した。

ア 都市農村共生・対流及び地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援した。

また、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援した。

(ア) 事業実施主体 地域協議会等

(イ) 交付率 定額(上限 800 万円等)、1/2

(ウ) 予算額 1,447,000 千円

イ 山村活性化対策

特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援した。

(ア) 事業実施主体 市町村等

(イ) 交付率 定額(上限 1,000 万円)

(ウ) 予算額 780,000 千円

ウ 農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援した。

(ア) 事業実施主体 都道府県、市町村等

(イ) 交付率 定額、1/2 等

(ウ) 予算額 2,833,000 千円

エ 農泊推進対策

「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援した。

(ア) 事業実施主体 地域協議会等

(イ) 交付率 定額(上限 800 万円等)、1/2 等

(ウ) 予算額 5,000,000 千円

(2) 都市農業機能発揮対策事業

都市農業の多様な機能への評価が高まる中、これらの機能の発揮を推進するため、平成 27 年度に都市農業機能発揮対策事業を創設した。平成 29 年度においては、都市農業の振興に向けた調査・検討、都市農業の意義の啓発、都市農地の周辺環境対策及び交流促進による都市住民と共生する農業経営の実現並びに都市農業の多様な機能の一つである防災協力農地の機能の強化について支援を行った。

ア 都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施した。

イ 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の意義を周知するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援した。

ウ 防災協力農地の機能の強化

東日本大震災を契機として、実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進した。

エ 都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進するとともに現場から情報発信するための広報活動を支援した。

(3) ディスカバー農山漁村の宝

「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定して全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図ることが明記されたことを受け、各地域に埋もれている「宝」を発掘・発信する取組（「ディスカバー農山漁村の宝」）を、内閣官房と連携しつつ実施した。平成 29 年度には 844 団体から応募があり、優良事例として 31 団体を選定した。

(4) 世界農業遺産・日本農業遺産

世界農業遺産は、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を国連食糧農業機関 (FAO) が認定する制度である。平成 29 年 11 月に 1 地域 (宮城県大崎地域)、平成 30 年 3 月に 2 地域 (静岡県わさび栽培地域、徳島県にし阿波地域) が、新たに世界農業遺産に認定され、現在我が国では 11 地域が認定されている。

また、日本農業遺産は、世界農業遺産の基準に日本独自の基準を加えた認定基準に基づき、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定する制度で、平成 28 年に創設し、

これまで 8 地域を認定している。

このほか、農業遺産制度や認定地域の取組について情報発信を行うことで、認定を活用した農産物のブランド化や観光客誘致を通じた地域の活性化を支援した。

6 鳥獣による農作物被害対策

平成 29 年度における鳥獣による農作物被害面積は、約 5 万 3 千 ha、被害金額は約 164 億円であった。このうち獣類による被害面積は約 4 万 6 千 ha、被害金額は約 132 億円と被害金額の約 8 割を占めた。作物別の被害金額では、野菜が約 39 億円、イネが約 38 億円、果樹が約 36 億円であった。獣種別の被害では、シカ (被害金額約 55 億円)、イノシシ (同約 48 億円) 及びサル (同約 9 億円) の 3 獣による被害が全体の被害金額の約 7 割を占めている。

このため、「鳥獣被害防止特措法」(平成 19 年法律第 134 号)に基づく、市町村における被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、平成 29 年 10 月末では、1,462 市町村において被害防止計画が作成され、1,154 市町村において鳥獣被害対策実施隊が設置された。

平成 28 年 12 月の同法の改正等を踏まえて、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」を平成 29 年 10 月に改正し、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化、捕獲した鳥獣の食品 (ジビエ) としての利用の推進等について規定した。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、捕獲活動経費の直接支援、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、侵入防止柵の設置等に対する支援に加え、ジビエの全国的な需要拡大に向けて、ジビエ料理コンテストの開催など普及啓発活動等の取組を支援した。

さらに、捕獲鳥獣のジビエ利用の一層の拡大に向けて、関係省庁の緊密な連携を確保し、実効ある方策を検討するため、官房長官を議長とする「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」が平成 29 年 3 月に設置された。本会議で示されたジビエ利用拡大に向けた有識者の提言を踏まえ、平成 29 年 5 月の農林水産業・地域の活力創造本部において、30 年度にジビエ利用のモデルとなる地区を整備し、ジビエ利用量を 31 年度に倍増させるという政府目標の達成に向けた対応方針が了承され、平成 30 年 3 月にジビエ利用モデル 17 地区を選定・公表した。

このほか、鳥獣被害対策の専門家をアドバイザー

として登録し、被害地域の要請に基づいて紹介する取組を推進するとともに、優良活動表彰により鳥獣被害を防止する先進的な取組を広く周知した。

第3節 優良農地の確保と計画的な土地利用の推進

1 農業振興地域制度

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農業の近代化に必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）が昭和44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、

- (ア) 昭和50年には、農業振興地域における土地の計画的・効率的な利用を一層促進するために農振法の一部が改正され、同年7月に施行された。
- (イ) 昭和59年には、土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化と、活力ある農村地域社会の形成とを同時並行的に推進するために農振法の一部が改正され、同年12月に施行された。
- (ウ) 平成11年には、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から農振法の一部が改正され、平成12年3月に施行された。
- (エ) 平成17年には、農業振興地域整備計画の透明性を一層向上させる観点から農振法の一部が改正され、同年9月に施行された。
- (オ) 平成21年には、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、最大限に利用される観点から農地法等の一部を改正する法律により農振法の一部が改正され、同年12月に施行された。
- (カ) 平成27年には、農地の総量確保の仕組みの充実を図る観点から農振法の一部が改正され、同年6月に施行された。
- (キ) 平成28年には、第5次地方分権改革一括法による農振法の一部改正により、農振法に基づく開発許可の権限を都道府県から指定市町村^(注)に移譲できることとされた。

注：指定市町村とは、農地転用許可制度及び農業振興地域制度を適正に運用し、優良

農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているもので、農林水産大臣が指定する市町村のこと。指定市町村は、農地法に基づく農地転用許可及び農振法に基づく開発許可について、都道府県と同様の権限を有することとなる。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）は、平成11年の農振法の改正により農林水産大臣が定めることとされ、平成12年3月17日に農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等が定められた。その後、

- (ア) 平成17年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年11月15日に基本指針の一部が変更された。
 - (イ) 平成21年の農振法の改正により、国の確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなり、平成22年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年6月11日に基本指針の一部を変更し、国の確保すべき農用地等の面積の目標（平成32年415万ha）を定めた。
 - (ウ) 平成27年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年12月24日に基本指針の一部を変更し、国の確保すべき農用地等の面積の目標（平成37年403万ha）を定めた。
- なお、平成28年12月31日時点の同面積は403万haとなっている。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、農振法が施行された後、都道府県において、直ちに策定作業に着手し、昭和45年度までに農林水産大臣の承認を受けて定められた（沖縄県は昭和47年度）。その後、

- (ア) 都道府県は、経済事情の変更や農業振興地域の予定地域の指定の変更等に応じて基本方針の変更を行った。
- (イ) 平成27年12月の基本指針の変更を受けて、平成30年10月までに全ての都道府県において基本方針が変更され、確保すべき農用地等の面積の目標が定められた。

(3) 農業振興地域整備計画の策定

農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）は優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために市町村が策定し、その中でおおむね10

年を見通した農用地等として利用すべき土地を農用地区域(農用地利用計画)に設定するものとされている。

農業振興地域整備計画が策定されている市町村は、1,598(平成28年12月31日時点)となっている。

(4) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、農用地区域を対象として実施するものとされている。また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として実施するものとされている。

イ 制度上の優遇措置

農振法の規定により、個人や法人が所有する土地の譲渡しに係る税制上の特例措置が設けられており、

(ア) 農用地区域内の土地が指定した用途に供されていない場合に行われる市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停及び農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除

(イ) 農振法に基づく交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例や不動産取得税の軽減等がある。

2 農地転用許可制度

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と、住宅地や工場用地等の農業以外の土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保する観点から、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地へ誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投棄目的、資産保有目的での農地の取得を認めないことを内容としている。

(ア) 平成10年には、2～4haの農地転用について、国への協議を付した上で都道府県知事に移譲するとともに、農地転用許可基準を法定化するため、農地法の一部が改正され、同年11月に施行された。

(イ) 平成21年には、国、都道府県が行う公共転用

に係る法定協議制度の導入等を行うため、農地法の一部が改正され、同年12月に施行された。

(ウ) 平成27年には、2～4haの農地転用に係る国との協議の廃止、4haを超える農地転用に係る権限について国との協議を付した上で都道府県知事又は指定市町村の長に移譲、国が指定する市町村(指定市町村)に都道府県と同様の権限の移譲等の措置のため、第5次地方分権改革一括法により農地法の一部が改正され、平成28年4月に施行された。

なお、農地及び採草放牧地の転用面積は、農地の権利移動・借賃等調査(平成21年以前は土地管理情報収集分析調査)によると、昭和48年をピーク(67,720ha)に減少に転じ、バブル経済の頃に増加したものの、近年の転用面積は1万5千ha前後で推移している。平成27年の農地転用面積は、1万6,547ha(対前年比108.5%)となっている。

ア 用途別の農地転用面積

平成27年における農地転用面積の用途別構成をみると、「その他業務用地(農林漁業用施設、駐車場・資材置場等を含む。)」(28.9%)、「植林、その他」(27.3%)、「住宅用地」(25.4%)、「商業、サービス等用地」(6.1%)、「工・鉱業用地」(6.0%)、等となっている。

イ 転用主体別の農地転用面積

平成27年における農地転用面積を転用主体別にみると、「一般の企業によるもの」(35.5%)、「農家以外の個人」(28.5%)、「農家」(27.5%)、「地方公共団体(公社・公団等を含む)」(6.3%)等となっている。

3 荒廃農地の再生利用

(1) 耕作放棄地等の状況

高齢化の進展、労働力不足等に伴い耕作放棄地は増加している。農林業センサスにおいて農地所有者の自己申告により把握された主観ベースの耕作放棄地面積は、昭和50年には13万1千haであったものが、平成27年の時点で42万3千haへと増加している。また、これらの耕作放棄地のうち、21万8千haは農家に所有され、20万5千haは土地持ち非農家により所有されているが、土地持ち非農家に所有される耕作放棄地面積は40年間で6倍となっており、耕作放棄地増加の大きな原因となっている。

一方、市町村・農業委員会の現地調査により把握された客観ベースの荒廃農地面積は、平成28年で28万1千haとなっている。このうち、「農地とし

て再生利用が可能な荒廃農地」は9万8千 ha であり、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は18万3千 ha である。

(2) 荒廃農地の再生利用に向けた取組

このような状況を踏まえ、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を中心として、荒廃農地を再生利用するため地域の取組を総合的に支援している。

平成 28 年荒廃農地に関する調査によると、新たな荒廃農地の発生がみられる一方で、約 1 万 7 千 ha の荒廃農地が再生されている。

第4節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

平成 27 年 3 月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、農地・農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、農業就業者の減少や高齢化等が進行する中で、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、国内農業の生産性向上と食料自給率・食料自給力の維持向上を図る、とされたところである。このため、平成 29 年度においては、農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進している。

(2) 土地改良長期計画

平成 28 年 8 月 24 日に新たな土地改良長期計画が閣議決定された。本計画は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の規定に基づき、土地改良事業の計画的な実施に資するため、事業実施の目標及び事業量について、5 年を一期として定めるものであり、計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までとしている。

また、本計画の策定と併せて、多様な地域特性を活かした地域の様々な取組の参考となるよう、地域の取組や発展のプロセスに着目した「農村振興プロセス事例集」を作成した。

ア 基本方針と3つの政策課題

土地改良事業の役割は、広く国民に恩恵をもたらしてきた農村を将来にわたり継承するとともに、新たな価値を生み出す豊かな基盤として整備し、多面的機能の維持・拡大や国民経済の発展に

貢献することである。また、人口減少、高齢化等に伴い集落機能の低下が懸念される中、事業の合意形成から整備・共同管理に至る一連の流れが人々のつながりを強めるという土地改良の特徴を活かして、農村協働力を深化させていくことが重要である。さらに、地理的・地形的条件、気象条件等に応じた我が国の農村の多様性を踏まえ、地域の風土に合った生産活動等を通じて多様な個性を発揮させ、活力と魅力ある地域経済社会を実現する必要がある。

こうした観点から、本計画の基本理念として「社会資本の継承・新たな価値の創出・農村協働力の深化」を掲げ、「個性と活力のある豊かな農業・農村」の実現を目指すこととしている。

この実現に向けて、土地改良事業を計画的かつ効果的に実施するため、3つの政策課題と6つの政策目標を定め、その達成に向けて重点的に取り組むべき施策を整理した。

表 1 土地改良長期計画の施策の枠組み

政策課題	政策目標
政策課題Ⅰ 「豊かで競争力ある農業」	政策目標 1 産地収益力の向上
	政策目標 2 担い手の体質強化
	政策目標 3 農村協働力と美しい農村の再生・創造
政策課題Ⅱ 「美しく活力ある農村」	政策目標 4 快適で豊かな資源循環型社会の構築
	政策目標 5 老朽化や災害リスクに対応した農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化
政策課題Ⅲ 「強くてしなやかな農業・農村」	政策目標 6 災害に対する地域の防災・減災力の強化

イ 政策課題を達成するための目標と具体の施策

3つの政策課題と6つの政策目標に取り組むため、土地改良事業及び有効性を高めるため併せて行う取組を含めて、次のとおり 12 の具体の施策を設定する。

(ア) 政策課題Ⅰ：豊かで競争力ある農業

【政策目標 1】産地収益力の向上

a 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

＜施策1＞農業生産の拡大・多様化による収益の増大

水田農業において、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における畑作物の導入と品質向上・収量増を可能とする排水改良や地下水位制御システムの導入等を推進する。また、畑地や樹園地においては、安全で高品質な野菜・果樹等のブランド化や輸出の拡大等を促進するため、畑地かんがい施設の導入や区画整理、排水改良等を推進する。

さらに、食料自給率目標の達成や食料自給力の維持向上にも資するよう、気候上裏作が可能な関東以西地域を中心に耕地利用率の向上を図るため、農地の排水改良等を推進する。

＜施策2＞6次産業化等による雇用と所得の創出

農村における新たな雇用と所得の場を生み出し、農村地域全体の所得向上と地域経済の好循環をもたらすとともに、消費者にとって親しみの持てる農業・農村を実現するため、基盤整備を契機とした6次産業化等を推進する。このため、日本再興戦略2016における6次産業化の市場規模の目標10兆円(平成32年)を踏まえ、土地改良事業の実施を通じて規模縮小農家や高齢農家等を含む地域の協働体制を整えつつ、生み出された労働力を加工・販売等に充てるといった産地の取組を展開する。

b 施策の成果目標

(a) 重要業績指標(KPI)

- 高収益作物への転換による所得の増加
 - ・基盤整備着手地区における生産額(主食用米を除く。)に占める高収益作物が相当程度の地区の割合 約8割以上
- 6次産業化等による雇用と所得の増加
 - ・基盤整備完了地区における6次産業化等の取組による雇用と売上の増加率 約2.5倍以上

(b) 活動指標

- ・基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く。)に占める高収益作物の割合 約3割以上
- ・裏作が可能な地域における基盤整備完了区域の耕地利用率 125%以上
- ・(政策目標2に掲げる活動指標)

c 事業量

- ・水田の汎用化 約15.9万ha
- ・水田の大区画化 約8.3万ha
- ・畑の区画整理・排水改良 約3.1万ha
- ・畑地かんがい施設の整備 約2.5万ha
- ・(政策目標5に掲げる事業量)

【政策目標2】担い手の体質強化

a 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

＜施策3＞農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減

日本再興戦略2016における担い手の米生産コスト目標(平成35年までに9,600円/60kgまで削減)の達成を実現するため、水田の大区画化等を推進する。その際、高低差の少ない低平地においては、安価に整備が可能な畦畔除去による簡易な大区画整備の取組を促進していく。また、一部の地域で見られるような5ha程度の巨大区画水田について、給排水口の削減を通じた管理の合理化等を図る観点からも、現場適用性に留意しつつ推進する。

畑地においても、生産コスト削減の観点から、効率的な農業生産を可能とする区画整理、排水改良等の整備を推進する。また、地域ぐるみの効率的な飼料生産による高収益型畜産体制(畜産クラスター)の取組を加速するため、大型機械化体系に対応した草地の大区画化等の整備を推進する。

さらに、水田や畑地における担い手等の農作業の負担軽減・安全確保や、営農形態の変化に対応した水利用の高度化を図るため、大区画化等に伴う施設の合理化に加え、法面を自走可能な除草ロボット、遠隔監視や操作を可能とするICTの導入や、パイプライン化や給水の自動化等による新たな農業水利システムの構築、GPSによる農業機械の自動操舵システムや地下水位の自在の調整が可能な地下水位制御システム等の省力化技術の導入を積極的に推進する。

＜施策4＞担い手への農地の集積・集約化の加速化

日本再興戦略2016における担い手への農地利用集積の目標8割(平成35年度まで)の達成を実現するため、農地整備事業と農地の公的な中間的受皿として各都道府県に整備された農地中間管理機構との連携をさらに強化し、中山間地域も含めて、集積・集約化に資する農地の大区画化、排水改良等の基盤整備を一層推進する。

こうした基盤の整備に当たっては、一人当たりの経営規模の拡大、集落営農の広域化など集落を超えた農地集積や、土地利用のゾーニングにも留意して取り組む。

＜施策5＞農業経営の法人化の促進

経営管理の高度化、円滑な経営継承や地域の雇用の創出など、効率的かつ安定的な農業経営を行う上でメリットが多い法人経営について、日本再興戦略 2016 の目標 5 万法人(平成 35 年まで)を踏まえ、生産性向上を通じて農業経営の法人化・大規模化に寄与する基盤整備を一層推進する。

b 施策の成果目標

(a) 重要業績指標 (KPI)

○担い手の米の生産コストの大幅削減

- ・基盤整備完了地区(水田)における担い手の米生産コストが削減目標に達している地区の割合 約 8 割以上

(b) 活動指標

- ・基盤整備完了地区における担い手への農地集積率 約 8 割以上
- ・基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する集約化率 約 8 割以上
- ・基盤整備着手地区における農地中間管理機構との連携率 約 8 割以上
- ・基盤整備完了地区において設立又は規模拡大した農業法人数の増加率 約 5 倍以上
- ・整備ほ場や水管理等における省力化技術 (ICT、GPS 等) の導入地区の割合 約 8 割以上
- ・基盤整備完了面積(水田)における大区画ほ場の割合 約 7 割以上
- ・担い手を支える地域共同活動により構造改革の後押しが図られている地域の割合 約 7 割以上

c 事業量

- ・水田の汎用化 約 15.9 万 ha(再掲)
- ・水田の大区画化 約 8.3 万 ha(再掲)
- ・畑の区画整理・排水改良 約 3.1 万 ha(再掲)
- ・畑地かんがい施設の整備 約 2.5 万 ha(再掲)
- ・(政策目標 5 に掲げる事業量)(再掲)

(イ) 政策課題Ⅱ：美しく活力ある農村

【政策目標 3】農村協働力と美しい農村の再生・創造

a 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

＜施策6＞農村協働力を活かした地域資源の保全管理体制の強化

将来にわたって多面的機能の維持・発揮を図るとともに、農業の構造改革を後押しするため、豊富な経験と知識を有する農業者や地域住民等の多様な人材の参画や集落間連携による取組の広域化を促進し、農村協働力を活かした地域資源の保全管理体制を強化する。

＜施策7＞美しい農村環境の創造を通じた地域づくり

美しく活力ある農村の創出を図るため、土地改良事業の実施を通じて蓄積された技術や知見を活かし、地域住民、生物多様性に関する有識者等の参画を得つつ、環境への負荷や影響の回避・低減、さらには環境の再生・創造を推進する。

特に、これらの取組を契機とし、農業者以外の多様な人材の参画を得つつ、地域の環境資源をシンボルとした農産物の高付加価値化・ブランド化、歴史・風土を活かした修景、インバウンド需要の農村への取り込み、子どもの農村での宿泊による農業体験等の推進など、地域資源の適切な保全管理と地域の活性化につながる取組を推進する。

b 施策の成果目標

(a) 重要業績指標 (KPI)

○地域資源の保全管理の質と持続性の向上

- ・地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率 約 4 割以上
- ・持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合 約 5 割以上

(b) 活動指標

- ・地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理への参加者数延べ 1,200 万人・団体以上(平成 28～32 年度)
- ・基盤整備において農村環境の創造に着手した地域数 約 2,000 地域(平成 26 年度)
→ 約 2,500 地域(平成 32 年度)
うち、農業者以外の多様な人材が参画した地域数 約 120 地域(平成 26 年度)
→ 約 340 地域(平成 32 年度)
うち、地域の活性化に向けた取組を行った地域数 約 230 地域(平成 26 年度)
→ 約 390 地域(平成 32 年度)

c 事業量

・地域共同活動による農地・農業用水等の
保全管理面積 約 280 万 ha
【政策目標 4】快適で豊かな資源循環型社会の
構築

a 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

＜施策 8＞農村の生活基盤の効率的な保全管理
農村における良好な生活環境を確保し、非
農家も含めた多様な人々が快適に暮らせるよ
う、インフラ長寿命化基本計画に基づき、生
活基盤の機能も併せ持つ農道、農業集落排水
施設の機能診断や機能保全計画の策定を適切
に行い、老朽化対策を効率的に推進する。

特に、農業集落排水施設については、農村
人口の減少に伴う利用者の減少等により利用
料金が増加する傾向にあるなど、今後、適切
な運営管理が困難となるおそれがあることを
踏まえ、関係 3 省（農業集落排水（農林水産
省）、下水道（国土交通省）、浄化槽（環境省）
）で連携し、施設の集約・再編、下水道施設へ
の編入などを通じたストックの適正化に取り
組む。

＜施策 9＞小水力発電の導入等の再生可能エ
ネルギーの拡大

エネルギー基本計画を受けて策定された長
期エネルギー需給見通しや、バイオマス活用
推進基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギ
ーの導入を促進しつつ、資源循環型社会を構
築するため、農業用水を活用した小水力発電
や農業集落排水汚泥の再生利用等を推進する。

特に、農業用水を活用した小水力発電等
については、農業水利施設の維持管理費軽減
にも寄与する観点から、事業の採算性にも十分
に留意しつつ、円滑な導入に取り組む。

b 施策の成果目標

(a) 重要業績指標 (KPI)

○農村の生活基盤の再編等による保全管理
の効率性の向上

・農業集落排水施設の維持管理費の削減目
標を設定した再編計画の策定市町村数

約 300 市町村

○再生可能エネルギーの導入による維持管
理費の軽減

・農業水利施設を活用した小水力等発電電
力量のかんがい排水に用いる電力量に占
める割合 約 3 割以上

(b) 活動指標

・農道橋及び農道トンネルの機能保全計画

の策定率 10 割

・農業集落排水施設の機能診断の実施率
10 割

・汚水処理人口普及率（集落排水：農林水産
省、下水道：国土交通省、浄化槽：環境省）
96%以上

・農業集落排水汚泥の再生利用率
69%（平成 26 年度）

→ 約 74%（平成 32 年度）

c 事業量

・経済的・効率的な小水力等発電施設の整
備地区 約 120 地区

うち、小水力等発電整備地区において
売電益を補修に活用する地区約 100 地区

・機能保全計画を策定する農道橋及び農道
トンネル農道橋 約 3,100 箇所
農道トンネル約 200 箇所

・機能診断を実施する農業集落排水施設
約 1,600 地区

・農業集落排水汚泥の再生利用を実施する
地区 約 300 地区

(ウ) 政策課題Ⅲ：強くてしなやかな農業・農村

【政策目標 5】老朽化や災害リスクに対応した
農業水利施設の戦略的な保全管
理と機能強化

a 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

＜施策 10＞農業水利施設の長寿命化とライ
フサイクルコストの低減

老朽化が進行する農業水利施設の機能を将
来にわたって安定的に発揮させるため、財政
の健全化との両立にも留意しつつ、施設の長
寿命化とライフサイクルコストの低減を図る
戦略的な保全管理を推進する。このため、適
切なリスク管理の下、健全度評価に基づき、
施設を監視しつつ行う計画的かつ効率的な機
能保全対策を徹底する。その際、経年的な劣
化等を原因とする農業水利施設の突発事故等
不測の事態への対処も強化する。

これらの取組を効果的に行うため、インフ
ラ長寿命化基本計画に基づき、機能診断・保
全計画の策定の加速化、機能診断結果や補修
履歴等の施設情報の共有化、新技術の開発と
現場への円滑な導入等を推進する。

＜施策 11＞農業水利施設の機能強化による
災害リスクの軽減

豪雨や地震によるため池の決壊や湛水被害
等を防止し、農地やその周辺地域の保全を図

り、災害に強い農村社会の形成に寄与するため、下流域に住宅等がある防災重点ため池の整備、排水機場や排水路の整備等を計画的かつ効率的に推進する。その際、これまでの災害において、排水機場が浸水被害を受けて機能を喪失し、被害が拡大したことを踏まえ、上屋の防水対策や被災後の緊急的な電源確保などの浸水対策を強化する。

また、被災による人命等への影響など重要度の高い国営造成施設を中心に耐震照査を実施し、その結果を踏まえた対策を推進するとともに、将来の気候変動等の災害リスクも考慮した施設の在り方の検討にも着手する。

b 施策の成果目標

(a) 重要業績指標(KPI)

○健全度評価に基づいた施設の保全管理の効率性の向上

・更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合

約5割以上

・施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合

約5割以上

○湛水被害等の災害防止と施設の耐震化

・湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積

農地及び周辺地域の面積約34万ha(うち農地面積約28万ha)

・耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合

10割

(b) 活動指標

・基幹的農業水利施設の機能診断の実施率

10割

・基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率

10割

・基幹的農業水利施設の施設情報の集約化・電子化の割合

10割

・新技術の開発件数 35件(平成26年度)
→ 100件(平成32年度)

・重要度の高い国営造成施設における耐震照査の実施率

10割

c 事業量

・更新等に着手する基幹的農業水利施設

水路約1,500km、機場等約210箇所

・各種防災事業の実施

約2,400地区

・耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設のうち、耐震化計画を

策定する施設 17箇所

・機能診断を実施する基幹的農業水利施設

水路約0.9万km、機場等約2,200箇所

・機能保全計画を策定する基幹的農業水利施設

水路約1.3万km、機場等約2,500箇所

・耐震照査を行う重要度の高い国営造成施設

約110箇所

【政策目標6】災害に対する地域の防災・減災力の強化

a 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

＜施策12＞農村協働力を活かした防災・減災力の強化

日頃から想定外を想定するといった地域住民の防災意識を高め、災害時の人命への影響を軽減するため、被害想定範囲や避難場所等を地図化したハザードマップの作成、防災情報の伝達体制の整備、ため池の監視や排水路の泥上げ等の豪雨後の迅速な復旧活動など、地域のコミュニティを活用した防災・減災活動等のソフト対策を推進する。

その際、田んぼダムやため池の低水位管理による洪水調節、農業用水の多用途利用(消防用水、被災後の生活雑排水等の活用)、農道の避難経路・輸送路としての利用、施設屋上の避難所としての活用、小水力発電による非常時の電力供給など、農地や農業水利施設等が有する減災機能も積極的に活用する。

また、被災後、施設管理者が業務を継続、あるいは早期に再開することにより、農業生産や周辺地域への影響が軽減できるよう、初動体制の強化等を内容とする土地改良施設管理者の業務継続計画(BCP)の策定を推進する。

b 施策の成果目標

(a) 重要業績指標(KPI)

○地域資源や農村協働力等を活用した防災・減災力の強化

・コミュニティを活用した減災活動や農地・施設等が有する減災機能の活用が行われている市町村の割合

10割

(b) 活動指標

・ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合

10割

・大規模地震等に備えて業務継続計画(BCP)を策定した土地改良区の数

約100地区

c 事業量

・ハザードマップ等ソフト対策を実施する

防災重点ため池

約 5,000 箇所

90%となっている。また、都道府県営事業における補助率は 50～80%となっている。

2 農業農村整備事業等

(1) 基幹的農業水利施設の整備

ア 事業内容

基幹的農業水利施設の整備は、機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保するものである。

基幹的農業水利施設の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業等があり、受益面積の規模等に応じて水利施設体系を区分し、事業を行っている。国営事業にあつては、受益面積おおむね 3 千 ha 以上（畑地帯にあつては、1 千 ha 以上）、都道府県営事業にあつては、受益面積おおむね 200ha 以上（畑地帯にあつては、100ha 以上）にわたる土地の基幹的農業水利施設の整備を行う。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省 2/3～70%、北海道・離島 75～85%、沖縄 90～95%、奄美

イ 事業実施の状況

基幹的農業水利施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営かんがい排水事業の平成 29 年度事業実施額は 1,406 億円で、事業種別の実施額及び地区数は表 2 のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

平成 29 年度における継続地区は農林水産省 73 地区、北海道 27 地区、沖縄 3 地区、計 103 地区で、これらの地区においては平成 28 年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省 5 地区、北海道 1 地区、沖縄 1 地区、計 7 地区は事業を完了した。

また、平成 29 年度においては、農林水産省 5 地区、北海道 6 地区、沖縄 1 地区の計 12 地区で新たに事業着手した。

表 2 平成 29 年度基幹的農業水利施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計
国営かんがい排水事業 (138,709,762)	140,617,762	73	(5)	5	0	78	27	(1)	6	0	33	3	(1)	1	0	4

注 1：農林水産省には、離島、奄美を含む。

注 2：実施額の上段()は国費、下段は事業費。

注 3：完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。

注 4：「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策事業」、「特別監視制度」、「国営施設機能保全事業」、「国営施設応急対策事業」等を含む。

注 5：「国営かんがい排水」の実施地区数には、施設機能監視分を含まない。

表 3 平成 29 年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	事業着手地区	全体実施設計着手地区
かんがい排水事業	農林水産省	大井川用水(二期) 大和紀伊平野(一期) 大和紀伊平野(二期) 西諸(一期) 徳之島用水(一期)	最上川下流左岸 信濃川左岸流域 吉井川(二期)	—
	北海道	篠津中央二期	江別南幌 芽室川西(一期) 網走川中央	—
	沖縄	伊江	—	—
国営造成土地改良施設整備事業	農林水産省	—	—	—
	北海道	—	—	—
国営施設機能保全事業	農林水産省	—	筑後川下流福岡	—
	北海道	—	—	—
国営施設応急対策事業	農林水産省	—	長良川用水	—
	北海道	—	篠津青山 新雨竜二期 八十土	—
	沖縄	—	宮古	—

(イ) 水資源機構事業

水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、「水資源開発促進法」（昭和 36 年法律第 217 号）に基づいて、水資源開発水系に 7 水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）が指定され、その各水系毎に水資源開発基本計画が策定されている。本事業は、水資源開発基本計画及び「独立行政法人水資源機構法」（平成 14 年法律第 182 号）に基づき、(独)水資源機構が農業用水等の確保などに資する施設の改築及び管理を一貫して実施するものである。

建設事業（農業用水関係分）においては、平成 29 年度事業費 150 億 2,623 万円（うち当省補助金額 43 億 7,500 万円）をもって、豊川用水二期、両筑平野用水二期、利根導水路大規模地震対策、群馬用水緊急改築及び木曽川右岸緊急改築の継続 5 地区を実施した。そのうち、両筑平野用水二期については事業を完了した。

また、管理事業（農業用水関係分）においては、平成 29 年度事業費 131 億 6,241 万円（うち当省補助金額 29 億 7,500 万円）をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続 15 地区の施設の管理を実施した。

(2) 国営農用地再編整備事業

国営農用地再編整備事業は、農業の生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、農業における基本的な生産手段である農用地（既耕地）と未墾地を併せた再編整備、農用地の造成等を行うものである。

ア 国営農地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の秩序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成 12 年度に事業制度を廃止した。

イ 国営緊急農地再編整備事業

耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地が優良農地の一定割合以上発生している広域的な地域において、計画的な生産基盤の整備と併せ、農地の土地利用を計画的に再編し、さらに、担い手への農地の利用集積を進めることにより、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。

平成 29 年度の実施状況は表 4 のとおりである。

表 4 平成 29 年度農用地再編整備事業の実施状況

	地区数				実施額(千円)	
	継続	うち完了	新規	計	事業費	国費
国営農地再編整備事業	8	(0)	0	8	12,155,120	12,155,120
農林水産省	0	(0)	0	0	0	0
北海道	8	(0)	0	8	12,155,120	12,155,120
国営緊急農地再編整備事業	14	(0)	1	15	27,039,402	27,039,402
農林水産省	5	(0)	0	5	8,199,372	8,199,372
北海道	9	(0)	1	10	18,840,030	18,840,030

(3) 土地改良調査計画

平成 29 年度においては、競争力ある農業の実現と国土強靱化に向けて土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営地区調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、長寿命化に配慮した更新整備計画や環境・景観配慮のための基本的方針等の策定を行う広域基盤整備計画調査を実施した。

なお、平成 29 年度に国営地区調査を実施した調査費と地区数は表 5 のとおりである。

(4) 農地防災事業等

農地防災事業等は、農用地および農業用施設における自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用排水の汚濁や農用地の土壌汚染を防止し、もしくは地盤沈下等により低下した農用地・農業用施設の機

能回復を図ること等により農業生産の維持および農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的に実施する事業であり、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)、「地すべり等防止

法」(昭和33年法律第30号)等に基づいて計画的に実施した。

なお、平成29年度における各事業の実施状況は、表6のとおりである。

表5 平成29年度国営地区調査の実施状況

区分	農林水産省					地区数 北海道				地区数 沖縄			
	(単位：千円)	調査費	継続	着手	計 (うち完了)	継続	着手	計 (うち完了)	継続	着手	計 (うち完了)	継続	着手
かんがい排水地区	1,049,489	7	2	9	(1)	2	2	4	(1)	0	0	0	(0)
総合農地防災地区	538,127	3	0	3	(0)	1	0	1	(1)	0	0	0	(0)
農地再編整備地区	293,105	2	1	3	(1)	4	2	6	(2)	0	0	0	(0)
計	1,880,721	12	3	15	(2)	7	4	11	(4)	0	0	0	(0)

表6 平成29年度農地防災等事業等の実施状況

区分	実施額		地区数				
	事業費 (千円)	国費 (千円)	継続	新規	全計	計	完了
国営総合農地防災事業	33,287,229	31,854,229	17	1	1	19	1
直轄地すべり対策事業	1,216,462	1,216,462	2	0	0	2	0
農村地域防災減災事業	129,000,665	74,212,166	1,126	965	0	2,091	820
計	163,504,356	107,282,857	1,145	966	1	2,112	821

(5) 土地改良施設の管理

土地改良事業によって造成された農業水利施設は、農業生産を支える基本的施設であるとともに、生態系や景観の形成などの多面的機能を発揮する重要な社会共通資本である。

今日、これらの農業水利施設は、ダムなどの基幹施設から末端施設に至るまで膨大なストックを形成していることから、効率的な更新整備や保全管理を充実していくことが重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業であり、平成29年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業であり、平成29年度は1

地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業であり、平成29年度は41地区で実施した。

(エ) 国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象に、機能診断及び機能保全計画の策定を国が行う事業であり、平成29年度は348施設で実施した。

(オ) 国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業であり、平成29年度は27地区で実施した。

(カ) ストックマネジメント技術高度化事業

ライフサイクルコストを効率的に低減させるため、現場条件に応じた診断技術及び対策工法の適用性の検証を通じてストックマネジメント

技術の高度化を図る事業であり、平成 29 年度は 26 事務所で実施した。

(キ) 国営造成施設県管理費補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定規模以上の施設の管理について国が助成する事業であり、平成 29 年度は 29 地区で実施した。

(ク) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業であり、平成 29 年度は 315 地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業

(ア) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備を行う事業であり、平成 29 年度は 222 地区で実施した。

(イ) 土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業

土地改良施設に存在する PCB 廃棄物を処理するために必要な収集運搬を行う事業であり、平成 29 年度は 35 地区で実施した。

実施状況(29 年度)

	予算額(千円)
直轄管理事業	1,193,848
広域農業水利施設総合管理事業	840,000
国営造成施設水利管理事業	381,000
国営造成水利施設保全対策指導事業	2,668,786
国営造成水利施設保全対策推進事業	141,360
ストックマネジメント技術高度化事業	1,281,000
国営造成施設県管理費補助事	1,434,544
基幹水利施設管理事業	2,178,069
国営造成施設管理体制整備促進事業	2,073,187
土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業	8,000

(6) 農業競争力強化基盤整備事業

本事業は、攻めの農業の実現に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を推進するため、以下の 6 事業を実施するものである。

(ア) 農業競争力強化基盤整備事業

国営事業等によって形成された大規模農業地区等において、農地の大区画化・汎用化や農業水利施設の整備等を行う。

(イ) 農業基盤整備促進事業

既に農地の区画が整備されている地域等にお

いて、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて行う。

(ウ) 農業水利施設保全合理化事業

水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性向上を図るため、水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備等を行う。

(エ) 水利施設整備事業(農地集積促進型)

既に農地集積が一定のレベルに達している地域等において、既存の施設を活用しつつ水路のパイプライン化や ICT 化等の徹底した水管理の省力化を図る水利システムの整備を行う。

(オ) 高収益作物導入促進基盤整備事業

高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備と併せ、地域全体での合意形成を円滑に進めるためのソフト支援を行う。

(カ) 低コスト農地整備推進実証事業

都道府県が行う農地整備事業において、情報化施工をモデル的に実施し、その効果の実証、課題等の分析・整理を行った上で、普及・推進方法等の検討を行う。

事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区等で、国の補助率は定額、50%等である。

平成 29 年度の本事業の実施状況は以下のとおりである。

- ・地区数：3,404(地区)
- ・予算額(国費)：125,652(百万円)

3 農山漁村地域整備交付金

農業農村、森林、水産の各分野でそれぞれ実施してきた農山漁村地域の整備に係る事業を、地域の自主性に基づき総合的、一体的に実施できる交付金として、平成 22 年度に創設した。

平成 29 年度は以下の内容で実施した。

ア 内容

(ア) 農業農村分野

農用地整備、農業用排水施設整備等

(イ) 森林分野

予防治山、路網整備等

(ウ) 水産分野

漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

(エ) 効果促進事業

農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記(ア)、(イ)、(ウ)と一体となって効果を高

めるために必要な事業
イ 実施地区数 5,019 国費 1,017 億円

4 海岸事業

海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を実施した。平成29年度における海岸保全事業の実施状況は表7のとおりである。

5 災害復旧事業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすい状況にあり、毎年台風、集中豪雨、地震、高潮等の災害が頻発している。これらの災害により、農地に莫大な損害を受けているほか、道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全

般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

表7 平成29年度海岸保全事業の実施状況

区分	実施額		地区数			
	事業費 (千円)	国費 (千円)	継続	新規	計	完了
直轄海岸保全施設整備事業	3,278,898	3,278,898	2	0	2	1
計	3,278,898	3,278,898	2	0	2	1

(2) 新規災害

平成29年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表8のとおりである。

表8 平成29年災被害額

区 分	箇所数	被害額(千円)
直 轄	1	60,000
農 地	24,530	45,243,612
農 業 用 施 設	19,423	56,700,256
海岸保全施設等	13	191,000
計	43,967	102,194,868

このうち、特に被害の大きい災害であった次の災害が激甚災害として指定され、特別の財政措置を行った。

- ・6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(8月10日指定 政令第219号)
- ・9月15日から9月19日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(10月25日指定 政令第260号)
- ・10月21日から10月23日までの間の暴風雨による災害(11月27日指定 政令第287号)

また、局地的に激甚であった災害については、市町村を単位として政令で激甚災害が指定され、特別の助成措置を行った。

新規発生災害の平成29年度における事業の実施状況は、表9のとおりである。

表9 平成29年度新規発生災害の実施状況

区 分	事業費(千円)	国費(千円)
直 轄	58,829	58,829
農 地	14,086,753	13,794,915
農 業 用 施 設	23,358,573	22,818,776
海岸保全施設等	74,182	73,776
計	35,578,337	36,746,296

(3) 過 年 災 害

平成28年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち平成28年度に完了しなかったものについても、平成29年度に事業を実施した。

第5節 土地改良制度等

1 土 地 改 良 制 度

(1) 土地改良法の改正

土地改良事業をめぐる社会経済情勢の変化にかんがみ、農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化に資するよう、土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)が平成29年5月26日に公布され、同年9月25日(ただし、イ③については公布日)から施行されることとされた。この改正の主な内容は以下のとおりである。

ア 農用地の利用の集積の促進に関する措置

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設した。

イ 防災及び減災対策の強化に関する措置

- ① 農業用排水施設の耐震化を目的として国又は地方公共団体が急速に行う土地改良事業を創設した。
- ② 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続を簡素化した。
- ③ 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付けた。

ウ 事業実施手続の合理化に関する措置

- ① 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件(15人以上)を廃止した。
- ② 土技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新事業における手続を簡素化した。
- ③ 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任することとした。

(2) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況

平成29年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表10のとおりである。

表10 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同連合	計
前年度地区数	4,585	76	4,661
本年度設立地区数	25	0	25
本年度解散地区数	106	1	107
現在地区数	4,504	75	4,579
のべ面積(ha)	2,530,213	266,063	2,796,276

また、土地改良事業団体連合会は48団体(全国を含む)である。

イ 土地改良区体制強化事業

土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう土地改良区の体制を強化するため、次の事業を実施した。なお、平成29年度は、423百万円を計上し、下記(ア)～(オ)に対し助成を行った。

(ア) 施設・財務管理強化対策

土地改良施設の円滑かつ適切な管理及び事業運営の透明化やガバナンスの強化を図るため、道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策及び財務管理強化重点地区の指導等を実施した。

(イ) 受益農地管理強化対策

換地事務の適正かつ円滑な推進により、ほ場整備事業の効果を十全に発揮し、農地の効率的利用を図るため、公募団体及び道府県土地改良事業団体連合会が、換地事務に関する指導並びに土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るための助言・指導を実施した。

(ウ) 統合整備強化対策

効率的・効果的に土地改良区の組織運営基盤の強化を図られるよう、土地改良区が行う合併及び合同事務所の設置等の推進を実施した。

(エ) 研修・人材育成

土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化を図るため、公募団体及び道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良区の役職員等の資質向上のための研修を実施した。

(オ) 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等により業務に支障が生じた

土地改良区について、公募団体が業務書類・機器等の復旧に要する費用への助成を実施した。

ウ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修は、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らが行うべきであるが、近年における農村環境等の大きな変化に即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的な整備補修を行う「土地改良施設維持管理適正化事業」を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めた。

また、農地の利用形態に応じ、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた「施設改善対策事業」を実施した。

なお、平成 29 年度の実施状況は、表 11 のとおりである。

表 11 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況
(単位：百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
年間総事業費	10,170	10,077
国庫補助額	3,051	3,024

(3) 農用地等集団化

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上で極めて重要であるため、土地改良法に基づく区画整理等に伴う換地処分の事前調整及び農業委員会等が行う交換分合に対して 平成 29 年度は、57,999 百万円の内数(農業競争力強化基盤整備事業)及び 10,060 百万円の内数(農山漁村振興交付金)を計上した。

(4) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第 94 条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。

この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、平成 29 年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表 12 のと

おりである。

表 12 管理委託実績(平成 29 年度末)

国営土地改良事業完了
地区数 1,215 地区
管理委託済施設数
ダム、頭首工、揚水機場等 1,492 施設
水路、道路 17,717 km

(5) 融 資 関 係

ア 農業基盤整備資金(耕地)

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。株式会社日本政策金融公庫の平成 29 年度貸付実績額は 8,440 百万円、また、沖縄振興開発金融公庫の同年度貸付実績はない。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金である。

株式会社日本政策金融公庫の平成 29 年度貸付実績額は 8,518 百万円、また、沖縄振興開発金融公庫の同年度貸付実績はない。

(6) 農家負担金軽減支援対策事業

本事業は、土地改良事業等の農家負担金の償還が困難な地区に対し、利子助成、無利子貸付け等を行うことにより、農家負担金の軽減措置を講じるため以下の事業を実施しているものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額(平準化目標額)を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることににより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成 29 年度末現在で、814 地区認定している。

イ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成 29 年度末現在で、61 地区認定している。

ウ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用

地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が 2.0%を超える利子相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成 29 年度末現在で、1,691 地区認定している。

エ 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

本事業は、水田・畑作経営所得安定対策の導入など力強い農業構造の実現に向けた農政改革に則し、農業の担い手への農用地の利用集積率が増加することが確実と見込まれる場合に、土地改良区等が負担する額の 6 分の 5 に相当する額を無利子で貸付けを行うものである。

平成 29 年度末現在で、508 地区認定している。

オ 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

本事業は、土地改良区等に対して、一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額を助成するものである。

平成 29 年度末現在で、34 地区認定している。

カ 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

本事業は、土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、農地利用集積の増加等が見込まれる地域に対して、当該年度の償還利息に相当する額を助成するものである。

平成 29 年度末現在で、418 地区認定している。

2 農業水利関係

河川法に基づく水利使用に関する協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第 23 条、第 24 条及び第 26 条第 1 項の許可又は第 34 条第 1 項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第 35 条第 1 項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならない。

これにより、国土交通大臣は、最大取水量が毎秒 1.0m³ 以上又はかんがい面積が 300ha 以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表 13 のとおりである

表 13 河川法第 35 条第 1 項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
17	12	1	13
18	20	1	21
19	29	1	30
20	31	1	32
21	67	2	69
22	116	4	120
23	94	4	98
24	152	4	156
25	103	9	112
26	127	30	157
27	122	16	138
28	157	3	160
29	168	13	181

注 1：平成 25 年度までの発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電の水利使用の件数である。

注 2：平成 26 年度以降の発電は、登録制度に移行したことから登録申請された件数を計上している。